

(7) 広域連合規約

揖斐広域連合規約

(広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、揖斐広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、揖斐川町、大野町及び池田町（以下「関係町」という。）をもって組織する。

(広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、関係町の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の施行に関する事務

(2) 揖斐広域老人保健福祉計画の策定及び推進に関する事務

(3) 揖斐地域広域行政圏計画の策定及び推進に関する事務

(4) 治山治水及び林業の振興に資するための造林事業に関する事務

(5) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第2項に規定する公平委員会に関する事務

(6) 揖斐広域斎場の設置及び管理運営に関する事務

(7) 特別養護老人ホーム尚和園（短期入所生活介護及び居宅介護支援を含む。）の設置、管理及び運営並びにデイサービスセンターの管理及び運営に関する事務

(8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害支援区分認定の審査判定に関する事務

(9) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第76条の3及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第107条の規定に基づく国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に係る個人情報の取扱いに関する事務

(広域連合の作成する広域計画の項目)

第5条 広域連合の作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）は、次の項目について記載するものとする。

(1) 前条各号に掲げる事務の実施に関連して広域連合及び関係町が行う事務に関すること。

(2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(広域連合の事務所)

第6条 広域連合の事務所は、岐阜県揖斐郡揖斐川町上南方1番地の1に置く。

(広域連合の議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、13人とする。

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員は、関係町の議会の議員のうちから、関係町の議会において選挙する。

2 関係町において選挙すべき広域連合議員の定数は、次のとおりとする。

(1) 揖斐川町 5人

(2) 大野町 4人

(3) 池田町 4人

3 関係町の議会における選挙については、地方自治法第118条の例による。

4 広域連合の議会の解散があったとき又は広域連合議員に欠員が生じたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。

(広域連合議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、関係町の議会の議員としての任期による。

(広域連合の議会の議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員の中から議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

(広域連合の執行機関の組織)

第11条 広域連合に、広域連合長、副広域連合長2人及び会計管理者を置く。

(広域連合の執行機関の選任の方法)

第12条 広域連合長は、関係町の長のうちから、関係町の長が投票により、これを選挙する。

2 前項の選挙は、広域連合の事務所において行うものとする。

3 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、関係町の長のうちから選任する。

4 会計管理者は、広域連合長が関係町の会計管理者のうちから任命する。

5 広域連合長が欠けたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。

(広域連合の執行機関の任期)

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、関係町の長としての任期による。

(補助職員)

第14条 広域連合に、第11条に規定するもののほか、広域連合に必要な職員を置く。

(選挙管理委員会)

第15条 広域連合に、選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。
- 3 選挙管理委員は、関係町の選挙権を有する者で、人格が高潔なものの中から、広域連合の議会においてこれを選挙する。
- 4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第16条 広域連合に、監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、広域連合の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（次項において「識見を有する者」という。）及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任されるものにあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任されるものにあつては広域連合の議会の議員の任期による。

(公平委員会)

第17条 広域連合に、公平委員会を置く。

- 2 公平委員会は、3人の公平委員をもってこれを組織する。
- 3 公平委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者の中から、広域連合の議会の同意を得て、広域連合長が選任する。
- 4 公平委員の任期は、4年とする。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第18条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 関係町の負担金
 - (2) 事業収入
 - (3) 国及び県の支出金
 - (4) 地方債
 - (5) 前4号に掲げるもの以外の収入
- 2 前項第1号に規定する負担金の額は、広域連合の予算において定めるものとし、その負担割合は、別表のとおりとする。

(規則への委任)

第19条 この規約の施行に必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

この規約は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成12年1月1日から施行する。
- 2 広域連合は、平成11年12月31日をもって解散する揖斐地域広域行政組合の事務及び財産を承継する。

附 則

この規約は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。
(平成13年4月18日付 岐阜県指令西振揖第119号 許可)

附 則

この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。
(平成14年8月5日付 岐阜県指令西振揖第466号 許可)

附 則

- 1 この規約は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 広域連合は、平成16年3月31日をもって解散する揖斐郡老人福祉施設事務組合の事務及び財産を承継する。

附 則

- 1 この規約は、平成17年1月31日から施行し、改正後の揖斐広域連合規約（以下「改正後の規約」という。）別表の規定は、平成17年度以後の組織町の負担金から適用する。
- 2 この規約の施行の際、現に借り入れている一般会計及び老人福祉施設特別会計に係る公債費の分賦割合については、改正後の規約別表の規定にかかわらず、地方債借入年度の町村が存続するものとみなし、平成16年度の公債費負担割合の割合とし、揖斐川町、谷汲村、春日村、久瀬村、藤橋村及び坂内村が負担するとみなされた負担金は揖斐川町が負担する。
- 3 揖斐川町について改正後の規約別表の規定による組織町の負担金の額の算定をする場合において、前年度の10月1日現在の住民基本台帳人口及び外国人登録者数の合計数その他の当該算定をするために必要な数値（以下「基礎数値」という。）が算出されていないときは、揖斐川町にあっては揖斐川町、谷汲村、春日村、久瀬村、藤橋村及び坂内村に係る基礎数値を合算した値を揖斐川町の基礎数値として、それぞれ同表の規定を適用する。

附 則 （平成17年県指令西振揖第627号）
この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。
（平成17年10月31日付 岐阜県指令西振揖第627号 許可）

附 則
この規約は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 （平成18年県指令西振揖第457号）
この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。
（平成18年6月26日付 岐阜県指令西振揖第457号 許可）

- 附 則 （平成19年県指令西振揖第1171号）
- 1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。
 - 2 改正後の規約第12条第4項に規定する関係町の会計管理者は、関係町においてこの規約の施行の際収入役が在職する場合についてその任期中に限り、関係町の会計管理者又は収入役と読み替えるものとする。

附 則 （平成19年県指令西振揖第1424号）
この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 （平成20年県指令西振揖第1057号）
この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則
この規約は、平成24年7月9日から施行し、改正後の別表備考1の規定は、平成25年度予算に係る関係町の負担金の額の算定から適用する。

- 附 則 （平成25年県指令市町村第394号）
- 1 この規約中第1条の規定は岐阜県知事の許可のあった日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
 - 2 第2条の規定は平成26年4月1日から施行する。

附 則 （平成27年10月6日）
この規約は、岐阜県知事に届け出た日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

別表（第18条関係）

区 分	負 担 割 合
第4条第1号の事務のうち法第18条に規定する保険給付に係る町負担金	当該年度給付実績割 100%
第4条第1号の事務のうち法第115条の45に規定する地域支援事業に係る町負担金	当該年度給付実績割 100%
第4条第1号の事務のうち法第129条第2項に規定する第一号被保険者保険料の軽減に係る町負担金	介護保険の第一号被保険者保険料に係る各階層保険料軽減額 実績割 100%
第4条第1号及び第2号並びに第9号の事務に係る町負担金	均等割 30%
	人口割（40歳以上65歳未満） 20%
	人口割（65歳以上） 50%
第4条第3号の事務に係る町負担金	均等割 50%
	人口割 50%
第4条第4号の事務に係る町負担金	揖斐川町 46.57%
	大野町 25.54%
	池田町 27.89%
第4条第6号の事務に係る町負担金	建設費 均等割 10%
	人口割 90%
	維持管理費 均等割 10%
	人口割 40%
	前々年10月～前年9月の火葬炉（大人、小人）利用者実績割 50%
第4条第7号の事務に係る町負担金（池田町を除く）	均等割 25%
	人口割（最近の国勢調査人口） 35%
	標準財政規模割（前年度数値） 40%
第4条第8号の事務に係る町負担金	均等割 30%
	前々年10月～前年9月の審査判定実績割 70%
第4条第5号及び広域連合運営の事務に係る町負担金	均等割 30%
	人口割（40歳以上65歳未満） 20%
	人口割（65歳以上） 50%

備考

- 1 表中人口割は、特段の定めがない限り、前年度の10月1日現在の住民基本台帳人口を基準とする。
- 2 第4条第6号の事務に係る町負担金のうち平成17年度利用者実績割は関係町それぞれ16.66%とし次年度において精算するものとする。
- 3 第4条第8号の事務に係る町負担金のうち平成19年度審査判定実績割は関係町の平成18年8月から同年12月までの審査判定実績とする。